

## 世田谷区入札参加者営業所等審査基準

平成 26 年 1 月 17 日

25 世経理第 630 号

### (目的)

第 1 この基準は、工事指名基準又は物品等指名基準に基づき、世田谷区（以下「区」という。）の契約の指名競争入札に参加させる者（以下「入札参加者」という。）の指名に際し、契約担当者が入札参加者の本社、本店又は営業所（以下「営業所等」という。）が工事指名基準又は物品等指名基準に適合するものであることを審査するために必要となる事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 工事指名基準 世田谷区工事請負指名競争入札参加者指名基準（平成 21 年 3 月 6 日 20 世経理発第 680 号）をいう。

(2) 物品等指名基準 世田谷区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準（平成 20 年 11 月 1 日 20 世経理第 429 号）をいう。

(3) 契約担当者 世田谷区契約事務規則（昭和 39 年 3 月世田谷区規則第 4 号）第 2 条第 2 項に規定する契約担当者をいう。

### (審査)

第 3 契約担当者は、次の各号に定める場合は、別表に定める審査基準に従い工事指名基準又は物品等指名基準への適合性について審査するものとする。

(1) 工事指名基準第 3 第 8 号又は物品等指名基準第 2 第 7 号に規定する不適合者と認められる事実の一として、入札参加者の営業所等が区との契約を履行するために適切な実態を具備していることに疑義が生じたとき。

(2) 入札参加者の営業所等が工事指名基準第 4 第 2 号ウ又は物品等指名基準第 3 第 2 号カに規定する営業所等に該当することに疑義が生じたとき。

### (調査)

第 4 契約担当者は、第 3 の規定による審査のために必要があるときは、その所属職員に命じて、入札参加者に対する事情聴取、入札参加者の営業所等に対する実地調査その他の調査を行わせるものとする。

### 附 則

この基準は、平成 26 年 1 月 20 日から適用する。

## 別表 審査基準

### (営業所等の所在に関する基準)

- 1 営業所等の所在地が容易に特定でき、及びその所在地に継続性のある営業所等が存在すること。ただし、移動式の営業所等は、この項に定める基準に適合しないものとする。
- 2 営業所等の建物の外壁、出入口等に入札参加者の名称を記載した看板等の表示物があり、及び当該営業所等の建物が入札参加者の営業活動の拠点であることが外見上明瞭であること。
- 3 営業所等の建物が借受物件である場合は、当該建物に係る貸借契約が入札参加者又は当該入札参加者の代表者若しくは代理人その他これらに準ずる者として契約担当者が相当と認めた者（次項において「代表者等」という。）の名義で締結されていること。ただし、当該貸借契約が短期のものである場合及び当該建物の貸借関係が明らかでない場合は、この項に定める基準に適合しないものとする。
- 4 営業所等の建物が借受物件でない場合は、当該建物が入札参加者又は代表者等の所有に属するものであること。ただし、当該物件の所有関係が明らかでない場合は、この項に定める基準に適合しないものとする。

### (室内環境に関する基準)

- 5 営業所等の室内に入札参加者の日常業務を執り行うための什器及び備品、電子計算機器、通信機器、通信回線等が常備され、それらが使用することができる状態にあること。
- 6 営業所等の室内に入札参加者が電子調達サービスを利用するための電子計算機器が常備され、電子調達サービスを利用することができる状態にあること。

### (人員態勢に関する基準)

- 7 入札参加者の営業活動に従事する常勤の従業員及び責任者を営業所等に1名以上配置していること。ただし、当該営業所等に配置している従業員及び責任者（次項において「配置従業員等」という。）の全員を他の営業所等の従業員又は責任者と兼務させている場合は、この項に定める基準に適合しないものとする。
- 8 平日昼間の営業所等において配置従業員等の不在が常態又は頻繁でないこと。
- 9 建設業法（昭和24年法律第100号）の適用を受ける登録業種に係る入札参加者の営業所等の場合は、建設業法第7条第2号に規定する専任の技術者を当該営業所等に常駐させていること。

### (連絡態勢に関する基準)

- 10 平日昼間における区から営業所等への連絡が常時適切に行うことができること。ただし、営業所等に固定電話がない場合、又は営業所等の固定電話が不通若しくは留守番電話による受付、電話転送その他連絡取次ぎを主業務とする者による受付が常態である場合は、この項に定める基準に適合しないものとする。

### (業務遂行能力に関する基準)

- 11 営業所等において見積り及び入札その他の契約に関する実務的な行為を完結して行うことができること。

12 建設業法の適用を受ける業種その他の許可等が必要な業種に係る入札参加者の営業所等の場合は、当該営業所等に関して入札参加者が当該業種に係る許可等を取得していること。

**(本社又は本店に関する基準)**

13 本社又は本店の場合は、入札参加者の経営事務(営業活動の本拠として行う総務、人事、経理等に関する事務をいう。)に必要な文書(定款、役員及び人事に関する帳簿、財務及び経理に関する帳簿等(電磁的記録を含む。)をいう。)及び備品(実印、重要書類の収納庫等をいう。)が常備され、当該経営事務を適正に処理することができる従業員を常駐させていること。

**(その他の基準)**

14 前各項に定めるもののほか、営業所等が区との契約を適正に履行できないと契約担当者が認めるに足る事実がないこと。

**(適用除外)**

15 契約担当者は、前各項に定める基準のうち、入札参加者を参加させようとする指名競争入札に係る契約の内容その他の事情を勘案して適用を除外するものを選択することができる。